

社会福祉法人三幸福祉会

定 款

目 次

	頁
第 1 章 総 則 (第 1 条～第 4 条)	1
第 2 章 役員及び職員 (第 5 条～第 12 条)	1
第 3 章 評議員及び評議員会 (第 13 条～第 17 条)	3
第 4 章 資産及び会計 (第 18 条～第 26 条)	4
第 5 章 公益を目的とする事業 (第 27 条～第 28 条)	6
第 6 章 解散及び合併 (第 29 条～第 31 条)	6
第 7 章 定款の変更 (第 32 条)	6
第 8 章 公告の方法その他 (第 33 条～第 34 条)	7
附 則	8

社会福祉法人三幸福社会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所事業
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営
 - (ニ) 老人居宅介護等事業
 - (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人三幸福社会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を兵庫県明石市大久保町大窪字戌亥谷 3104 番 1 に置く。

第 2 章 役 員 及 び 職 員

(役 員 の 定 数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6 名
- (2) 監 事 2 名
2. 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。
3. 理事長は、この法人を代表する。
4. 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役 員 の 任 期)

第 6 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2. 監事は、理事会において選任する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員およびこれに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
6. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
8. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び明石市長に報告するものとする。
3. 監事は、前項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員 及び 評議員会

(評 議 員 会)

第 1 3 条 評議員会は、1 3 名の評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から 2 0 日以内に、これを招集しなければならない。
4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 1 0. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみよっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 1 4 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第 1 5 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評 議 員 の 資 格 等)

第 1 6 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 1 7 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 区 分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益用事業財産の 3 種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 兵庫県明石市大久保町大窪字戌亥谷 3104 番 1 (4, 198.85 平方メートル)
3104 番 3 (890 平方メートル) 3104 番 5 (305.65 平方メートル)
3104 番 12 (157 平方メートル) 3102 番 4 (9.67 平方メートル) 所在の
清 華 苑 敷地 5 筆
- (2) 兵庫県明石市大久保町大窪字戌亥谷 3104 番地 1、 3104 番地 3、
3104 番地 5 所在の建物
家 屋 番 号 3104 番 1
鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋根
ビニール板葺地下壱階付七階建 老人ホーム
床面積 1 階 1, 526.40 平方メートル
2 階 1, 559.01 平方メートル
3 階 1, 313.88 平方メートル
4 階 241.25 平方メートル
5 階 241.25 平方メートル
6 階 241.25 平方メートル
7 階 249.50 平方メートル
地下 1 階 287.80 平方メートル
(付属建物) 符号 1 機械室
鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板 陸屋根 平家建
床面積 36.54 平方メートル
- (3) 兵庫県明石市大久保町江井島字蟹池 1649 番 1 (613.61 平方メートル)
1649 番 5 (94.96 平方メートル) 所在の
大久保在宅介護支援センター及び
デイサービスセンター清華苑らんらん の敷地 2 筆
- (4) 兵庫県明石市大久保町江井島字蟹池 1649 番 1 所在の建物
家屋番号 1649 番 1
鉄骨造スレート葺 平家建
大久保在宅介護支援センター及びデイサービスセンター清華苑らんらん
床面積 1 階 246.86 平方メートル
- (5) 兵庫県明石市大久保町駅前二丁目 1 2 番地の 6 所在の建物
家屋番号 305 番 2
鉄骨造陸屋根 3 階建
清華苑ホームヘルプステーション等
床面積 1 階 44.04 平方メートル
2 階 53.72 平方メートル
3 階 53.72 平方メートル
- (6) 兵庫県明石市大久保町江井島字蟹池 1648 番 5、1649 番 5 所在の建物
家屋番号 1648 番 5 の 2
鉄骨鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 4 階建
グループホーム清華苑
床面積 1 階 63.15 平方メートル
2 階 294.39 平方メートル
3 階 294.39 平方メートル
4 階 167.81 平方メートル

(7) 兵庫県明石市大久保町大窪字大畑 544 番 1、545 番地 4

(仮換地 東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業 22 街区 2 画地 2) 所在の建物

家屋番号 544 番 1

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建

大久保苑及び清華苑ポートピア

床面積	1 階	366. 29	平方メートル
	2 階	353. 61	平方メートル
	3 階	353. 61	平方メートル
	4 階	353. 61	平方メートル
	5 階	19. 56	平方メートル

3. 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は第 27 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、明石市長の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、明石市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備え置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他利害関係人から請求のあった場合には、正当な理由がある場合を除いては、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨時の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法 第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 老人保健施設の経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業
- (5) 介護員養成研修事業
- (6) 訪問看護事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法 第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、明石市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、明石市長の認可（社会福祉法 第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を明石市長に届け出なければならない。

第 8 章 公 告 の 方 法 そ の 他

（ 公 告 の 方 法 ）

第 3 3 条 この法人の公告は、社会福祉法人三幸福社会の掲示場に掲示するとともに、神戸新聞に掲載して行う。

（ 施 行 細 則 ）

第 3 4 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附

則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	池 田 勝 彦
理 事	石 井 静 子
〃	蓬 萊 正 造
〃	本 多 正 明
〃	白 井 晃
〃	瀧 野 清 彦
監 事	中 村 重 兵 衛
〃	野 口 光 男

- (1) 1991-05-25 #23 理会上程
- (2) 1991-05-27 兵庫県福祉部地域福祉課届出
- (3) 1991-07-03 基本財産土地端数追記
- (4) 1991-07-25 兵庫県(厚生省)通達
- (5) 1992-06-10 県福祉部地域福祉課中村主任
- (6) 1992-06-23 兵庫県知事認可
- (7) 1992-07-02 変更登記
- (8) 1993-08-30 定款準則変更(社援第 118 号)
- (9) 1994-06-13 変更登記
- (10) 1995-11-01 定款変更申請
- (11) 1996-07-16 ケアハウス増築のための定款変更申請
- (12) 1997-05-23 3104 番 12 の土地増加に伴う定款変更申請
- (13) 2000-05-20
 - ・デイサービスセンター清華苑らんらん・大久保在宅支援センター等の追加
 - ・基本財産(明石市大久保町江井島 1649 番 1 の土地・建物)の追加
- (14) 2002-04-1 305 番 2 の土地・建物等の追加
 - ・清華苑ケア・サポートステーションⅢ・ホームヘルプステーション・訪問入浴等の追加
 - ・基本財産(明石市大久保町大窪 305-2 の建物)の追加
 - ・定款準則の変更に伴う改正
- (15) 2005-07-07
 - ・グループホーム清華苑の事業追加
 - ・清華苑ケア・サポートステーションⅡの事業廃止
 - ・清華苑ケア・サポートステーションの事業追加
 - ・清華苑の訪問リハビリの事業追加
 - ・清華苑ヘルパーの養成講座の事業追加
 - ・基本財産(明石市大久保町江井島字蟹池 1649 番 5 の土地)の分筆による追加
 - ・基本財産(明石市東仲ノ町 1127 番の 207 の土地・建物)の追加
 - ・基本財産(明石市大久保町江井島字蟹池 1648 番 5 の 2 の建物)の追加
 - ・評議員会の権限の変更
 - ・錯誤に伴う事業所名称等の文言の修正
- (16) 2009-01-01
 - ・小規模多機能型居宅介護事業の追加
 - ・社会福祉事業名称、事業名称の変更
 - ・基本財産(明石市東仲ノ町 1127 番の 207 の土地・建物)の変更
- (17) 2010-10-01
 - ・基本財産(明石市大久保町大窪字大畑 544 番 1 の建物)の追加
- (18) 2011-05-21
 - ・基本財産(明石市大久保町駅前二丁目 1 2 番地の 6 の建物)の土地区画整理事業の実施に伴う住所表示の変更
- (19) 2013-07-31_
 - ・社会福祉法の改正に伴う所轄庁の変更(兵庫県知事から明石市長へ変更)
- (20) 2015-07-30
 - ・訪問看護事業の追加